

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	日置幸枝	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	佐藤潤	君
子ども家庭課長	工藤昌之	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	池田清勝 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	平間信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	大宮かつ子 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大 山 薫
次 長	高 木 信 孝
主 幹	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

議 事 日 程 (第6号)

令和6年3月19日(火曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第48号 令和6年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第49号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第50号 令和6年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第51号 令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第52号 令和6年度柴田町水道事業会計予算
- 第 7 議案第53号 令和6年度柴田町下水道事業会計予算
- 第 8 議案第74号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第75号 財産の取得について

(小学校教師用指導書 (船岡小学校・船迫小学校・東船岡小学校))

第10 議案第76号 財産の取得について
(小学校教師用指導書 (槻木小学校・柴田小学校・西住小学校))

陳情第10号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 議案第48号 令和6年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第49号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第50号 令和6年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第51号 令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第52号 令和6年度柴田町水道事業会計予算

日程第7 議案第53号 令和6年度柴田町下水道事業会計予算

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第49号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第50号令和6年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第51号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第52号令和6年度柴田町水道事業会計予算、日程第7、議案第53号令和6年度柴田町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

議案第48号から議案第53号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、桜場政行委員長から審査結果の報告を求めます。委員長桜場政行君の発言を許します。

○予算審査特別委員会委員長（桜場政行君） 予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました、議案第48号

令和6年度柴田町一般会計予算、議案第49号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第50号令和6年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第51号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第52号令和6年度柴田町水道事業会計予算、議案第53号令和6年度柴田町下水道事業会計予算の6件については、3月8日に特別委員会を招集し、11日から13日までの3日間、関係担当者の説明を聴取するとともに、委員間の討議により、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第48号から議案第53号までの令和6年度柴田町各種会計予算6件は、いずれもこれを原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

次に、令和6年度予算の執行に当たり、予算審査特別委員会として、特に次の2項目についての要望事項を取りまとめましたので、併せて報告をいたします。

令和6年度予算執行に当たっての要望事項です。

1、道路や水路は住民に密着した部分であり、改修の要望も多く、先送りできないことを考慮して進めること。

2つ目、観光整備事業では、写真集や2町連携マップ等を作成し配付する予定であり、予算執行に当たっては、柴田町の観光に効果的に活用されたい。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長桜場政行。

○議長（高橋たい子君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。12番秋本好則君。秋本議員。

○12番（秋本好則君） 12番秋本です。

私は、令和6年度の予算案に反対の立場で討論いたします。

今回の予算編成時に、要求額と歳入見込みに35億円の乖離があったとの町長の発言がありました。大変な思いをしてくられたことは、予算を見て分かりました。

今回の予算案では、太陽の村などの指定管理の方法の改善が見られたこと、公共施設の予約にオンライン業務が加わるなどは、評価できる点と考えました。また、施政方針でも、資源の選択と集中を行い、費用対効果の面から、継続事業についてもブラッシュアップを図っていくとの方針を示されました。その点では期待できる予算と考えます。

しかし、見込みに大きな乖離が生じたことは、逆に柴田町の事業方針を考える絶好の機会と捉えることができたとと思います。何を実現するために事業をするのか。何がキーポイントになるのか。この判断をするためには、町政運営上の理念がなければなりません。もし、明確な理念があり、それが執行部内で共有できていれば、もう少し違ったやり方があったと考えられそうです。

また、それは3つの側面で見られました。

1つ目は、パッケージ事業の土地構造再編集中支援事業です。図書館を中心とした周辺の開発と観光事業を組合せた事業ですが、全ての事業が必要でしょうか。町長自身が、館山中心の観光で、柴田の観光の好循環にはならないと言及しました。そうであれば、改めて考え直す機会だったのではないのでしょうか。

また、図書館構想では、これまで何年となくワークショップや住民参加の研修会などが続けられてきました。それらの成果を見ずに基本設計を始めようとしています。これまでの投資が無駄になりませんか。全体を見直す時期だったと考えています。

2つ目には、道路橋梁費の大幅な削減です。60%の減額でした。道路や水路の維持は、町民の一番身近で、毎日の生活を支えるインフラです。特に槻木地区の歩道は狭く、高低差があり、高齢者のシニアカーが通れない状況です。水路にしても、まとまった雨の予報が出るたびに、冠水しないか心配する状況です。手を抜けない部門ではないのでしょうか。また、中核病院までの足も3分の1に削られています。利用者の実情に合わせたという答弁でしたが、使いにくいから利用者が増えないのではないのでしょうか。安易な削減は弱者切捨てになります。

3つ目は、宮城観光交付税を使ったプラグインハイブリッドの公用車の購入です。経費は600万円が計上されています。県は、豊かな環境を守り、次世代に確かに引き継ぐために、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内においてみやぎ環境交付税を交付すると交付要綱で述べています。使い方として間違いではありませんが、柴田町の次世代に資するものに使うべきではないのでしょうか。町長の施政方針でも、学校校舎や体育館のLED化を進めると述べているのではないのでしょうか。LEDの推進や森林の保全などに、次世代に貢献できるように、用途に使うべきではないかと考えます。

以上、3点の疑念を述べてきましたが、柴田町の中心市街地とされてきた船岡中央に空洞化が見られ、駅前地区には商店もなくなってしまいました。商店街と言われてきた通りにも、商店がなくなりつつあります。中心市街地でさえ空洞化が進み、車がなければ生活できない状況になっています。今後20年間借り続ける体育館にも、柴田の建設業者は一社も入っていません。

経費の42億円は、柴田町の外に流れていきます。町長の言う、美しく便利でおしゃれな町並みを形成し、新たな生活拠点の創造や地域活動の拠点となる施設整備をすると述べられていますが、本気でそのように考えるのなら、政策を練り直す時期に来ているのではないかと思います。

このような理由で、私は令和6年度の予算案に賛同できません。同僚諸氏の賛同を期待いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番平間幸弘君。

○9番（平間幸弘君） 9番平間幸弘です。

令和6年3月11日から予算審査を行ってまいりました、議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度一般会計の当初予算は140億145万円、前年度から0.8%の、過去最大の予算規模となりました。

当初予算資料によりますと、投資的経費である普通建設事業と、施設管理費である維持管理補修費は増加しており、生活に密着した予算は確保されており、事業の執行上、影響はないものと考えられます。また、雨水排水ポンプ保守管理委託や河川費の緊急しゅんせつ委託の経費や、新たに鷺沼4号調整池の実施設計も予算化されております。町道や公園の草刈りなどの維持管理経費についても実施しないと説明されているわけではなく、職員の方で直営と委託業務を活用し、実施するとの説明がされております。国の税収の上振れによって機動的な財政運営を行い、今後令和5年度の決算剰余金や地方交付税の配分状況を見て対応するとの答弁もいただいております。歳入と歳出の乖離が大きくなっている中で、実施しなければならない事業、予算規模を削減する事業を先送りした事業など、プライオリティー、優先順位を決め、予算配分している町の姿勢を評価いたします。

以上のことから、今回の令和6年度一般会計予算について、原案のとおり賛成するものです。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。反対の立場の討論ということで。それでは、16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算に対し、反対の立場から意見を述べます。

2点あります。

1点目。私の総括質疑への答弁によると、令和6年度一般会計予算は、財政の硬直化が予想以上に進み、令和7年度からの5年間を「試練の時間帯」と想定し、令和6年度の予算編成方

針においては、一般財源の持ち出しを極力抑制する方針から、会計年度任用職員等の適正配置に努めたとのことでした。

この会計年度任用職員の適正配置により、全校に配置されていた学校図書館司書が、9名から6名へと、3名削減となります。司書の常駐する柴田町の学校図書館は、何年もかけて築き上げてきたものであり、今後の学校図書館の果たす役割を考えると、司書を削減することは、学校現場にとって大きなマイナスとなります。

司書の全校配置については、学校現場はもちろんのこと、県内でも高く評価され、町内では、新図書館建設検討委員会においても評価する声が何度も上がっていました。

学校図書館は、教師が必要とする資料の収集や授業への支援を行い、忙しい教師にとって強い味方です。児童生徒にとっては、調べ物などの学習の場であると同時に、あらゆる分野への興味・関心を育てる場であり、楽しみとしての読書の場、友達との語り合いの場、疲れたときの憩いの場でもあります。クラスになじめない児童生徒には、安心できる居場所となります。

また、令和6年度は、放課後児童クラブで入所の不承諾や長期への振替が何件も起きてしまいました。平日の放課後の居場所として、今まで以上に学校図書館に期待がかかっています。

学校図書館はあらゆる可能性を秘めており、その先導役を担うのが学校図書館司書であることから、司書が常駐することが何よりも大切です。会計年度任用職員という立場であっても、専門職である司書として誇りをもって働いてきた職員を、財政難を理由に削減すべきではないと考えます。

2点目。予算審査特別委員会において、前年度より削減した事業への質疑に対し、「今後の地方交付税の状況を見て、補正予算で対応する」との答弁が何件もありました。本来、当初予算は年間の一切の経費を計上し、計画的に支出する建前になっています。補正予算に頼るのでは、年間予算としての当初予算の意義がなくなり、財政運営の一貫性が失われてしまいます。

令和6年度予算は、財源が不足し、年間予算を組めないため、窮余の策としての「補正予算で対応」なのだと思いますが、当初予算の原則からは外れていますので、私は賛成できません。

以上の理由により、私は令和6年度柴田町一般会計予算に反対いたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番佐久間光洋君。

○8番（佐久間光洋君） 8番佐久間光洋です。

議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

令和6年度一般会計の当初予算は、原油価格の価格や物価の高騰、労働単価の上昇や義務的

経費である公債費や扶助費の増加により、歳出と歳入の乖離が拡大し、例年になく厳しい予算編成になったと、町長からの施政方針にもありました。

歳出の要求が増加した事業としては、（仮称）柴田町総合体育館の賃料及び指定管理委託料、私立保育所等施設整備補助及び都市構造再編集中支援事業が挙げられます。これらの事業は、待ち望んでいる体育館や図書館、待機児童の解消など、町が今実施しなければならない事業です。これから建設が予定されている図書館についても、今後の町の財政負担を考慮すれば、身の丈に合ったコンパクトな規模にすることは重要であると考えております。大きな施設を建築すれば、経常的な維持管理費用はもちろんのこと、数十年後の大規模改修工事においても大きな費用負担が発生いたします。過去に経験した財政再建をまた繰り返さないためにも、身の丈に合ったコンパクトな図書館建設とすることは、大変重要なことでもあります。

令和6年度当初予算の内容は、本町の課題に前向きに対応した予算として措置されていると考えますので、令和6年度一般会計予算について、原案のとおり賛成いたします。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第48号令和6年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第49号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号令和6年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第50号令和6年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第51号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号令和6年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第52号令和6年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号令和6年度柴田町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第53号令和6年度柴田町下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 4 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第 8、議案第 74 号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 74 号柴田町町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和 6 年能登半島地震災害の被害者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人住民税における雑損控除の特例を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 稔君） それでは、議案第 74 号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

追加議案書の 3 ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等が令和 6 年 2 月 21 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、柴田町町税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、令和 6 年 1 月 1 日、元日に発生した令和 6 年能登半島地震での被災者の負担を軽減するため、所有する資産について受けた損失の金額について、納税義務者の選択により、令和 5 年に生じた損失として雑損控除を適用することができるとするものです。

条文について説明します。

改正後の欄を御覧ください。

附則第 5 条の次に、新たに第 5 条の 2 として、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例に関する規定を新設するものです。新たに設けるものです。

第 1 項に、令和 6 年 1 月 1 日に発生した災害については、元来令和 6 年分の所得に係る雑損控除となるところ、1 年前倒しをして、令和 5 年分の所得について適用させることができるとする特例を設けるものです。こうすることで、令和 6 年度分の住民税を軽減することとなります。

4 ページです。

第 2 項は、生計を一にする親族の資産についても、前項と同様に特例の対象とすることがで

きるとするものです。

第3項は、適用を受ける場合は、所得申告書等にその旨を記載することとするという事務手続に関する規定です。

次に、第6条は、今般の雑損控除の特例の規定を新設したことに伴い、読替規定の条ずれにより改めるものでございます。

5ページの附則です。この条例の施行を公布の日からとするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第75号 財産の取得について

（小学校教師用指導書（船岡小学校・船迫小学校・東船岡小学校）

日程第10 議案第76号 財産の取得について

（小学校教師用指導書（槻木小学校・柴田小学校・西住小学校）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第75号財産の取得について、日程第10、議案第76号財産の取得について、以上2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第75号及び議案第76号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回取得する財産は、教科書の改訂に伴い、町内の6小学校で教師が使用する指導書です。

議案第75号については有限会社さとく商事と、議案76号については有限会社平間電子と、それぞれ3月7日に896万3,790円で物品購入の仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤正人君） それでは、議案第75号及び議案第76号財産の取得について説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

教科書は、4年に1回、小中学校で使用する教科書を選定する採択があります。令和5年度は小学校の教科書が採択され、令和6年度から新しい教科書を使用することに伴いまして、教師用指導書が必要となることから、小学校教師用指導書222冊、船岡小学校、船迫小学校、東船岡小学校分を、随意契約により、有限会社さとく商事との間で、契約金額896万3,790円で契約を締結するものでございます。

8ページをお開きください。

議案第76号財産の取得につきましても、同じく小学校教師用指導書の222冊、槻木小学校、柴田小学校、西住小学校分の取得につきましても、随意契約により有限会社平間電子との間で、契約金額896万3,790円で契約を締結するものでございます。

続きまして、議案第75号、76号関係資料、物品購入契約案件資料の1ページを御覧ください。随意契約理由書になります。

随意契約理由のとおり、指導書の販売につきましては、発行者と契約している株式会社宮城県教科書供給所の購入となり、その取次店も指定されております。また、価格も決まっていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。

契約相手方とは、令和6年3月7日に仮契約を締結しております。

納入期限は、前期分は令和6年4月8日、後期分は9月9日までとなっております。3ページも同じ内容となっております。

教師用指導書は4年間使用しまして、時間ごとの指導案や教材の解説、テスト問題の例題など、授業を進める上の要点が中心に書かれており、教員の指導力の向上、きめ細やかな指導の充実につながる必要不可欠なものであります。

スケジュールといたしましては、新学期の授業が始まる前までの納入を予定しており、授業に支障がないようにいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） 先ほど、ちょっと確認をさせていただきます。

ページの読み上げの部分で、8ページとお読みいただいた、9ページではないでしょうか。
教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤正人君） 申し訳ございません。9ページの誤りでした。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。
質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 議案第76号の財産の取得についてお聞きします。

222冊の契約の相手先が電気会社、電子です。書籍関係でない形になっているんですが、これはどういうことなのか、その辺の詳細を教えてくださいたいと思います。1点だけです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤正人君） 契約の相手方の会社につきましては、従来より教科書、指導書の販売を行っている会社でございます。これまでもこちらの企業のほうと契約をして、購入している実績がございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 陳情第 10号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出のための陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第11、陳情に入ります。

3月会議において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情については、議会運営委員会の協議により、配付のみの取扱いといたします。

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

3月会議後の委員活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで3月会議に付された事件は全て終了しました。

休会前に、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和5年度柴田町議会3月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

3月会議におきましては、3月1日の開会から本日まで19日間にわたり、本会議及び予算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議を賜りました。提案申し上げました令和6年度各種会計当初予算、人権擁護委員及び固定資産評価審査委員の人事案件3件、条例案件7件、指定管理者の指定案件6件、令和5年度各種会計補正予算、また追加で提案申し上げました条例案件1件、財産の取得に係る契約案件2件の全てにおきまして、原案のとおり可決、ご同意をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

さて、今回の一般質問では、12人の方から20問、99項目の提案等をいただきました。また、総括質疑におきましても、5人の議員の皆様から、令和6年度当初予算の編成や財政状況について質疑をいただきました。議論の中でお示しさせていただきましたのは、令和6年度は過去最大の予算額で、住民サービスを行うこととございます。その中身は、財源に限りがあるため、子どもの健やかな成長や子育て支援、高齢者の健康を守ることなど、社会保障の充実にウエートを置くと同時に、図書館を核としたにぎわいづくりや、待機児童の解消を図るための私立保育所等施設整備補助など、投資的経費や維持管理補修費についても、前年度より増額した次第でございます。

年々増え続けるこうした社会保障の自然増、情報管理システムの維持管理費の増に対し、国が適正に地方交付税等で補填していただかなければ、今後さらに硬直化した財政運営は避けられないと思っております。

今回、一般質問や総括質疑等での要望や提案、さらに議会から、今予算委員長から申出がありました議会からの要望につきましては、令和5年度の決算剰余金や、7月に配分される地方交付税等、さらに令和7年度、令和8年度の予算編成に向けた見通しが立った時点で、国の当初予算にこだわらない、社会変化に機動的に対応する国の補正予算編成方針を見習い、今後できるところから補正予算で対応していければというふうに考えております。

いよいよあと2週間ほどで桜が咲き、令和6年度がスタートします。令和6年度においては、社会保障サービスのさらなる充実に努めながらも、同時に、町の将来を見据えた総合体育館や、身の丈に合った新図書館の建設、学校給食センター建設に向けた準備、さらに船岡児童館及び船岡放課後児童クラブの開設や槻木保育所の民営化などに全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、この1年間にわたる議員各位のご指導により、おかげさまで、14年の歳月をかけた町道富沢16号線が供用開始し、去る3月16日には、平成27年度の着工から9年の歳月を要した鷺沼排水区5号調整池の竣工式を無事執り行うことができましたので、改めて深く感謝を申し上げます。

議員の皆様には、今後の町政運営におきましても、なお一層のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これで本日の会議を閉じますが、議長からご紹介いたしますので、ご起立いただきたいと思っております。

総務課、平間危機管理監。お立ちください。町民環境課、日置課長。都市建設課、池田課長。生涯学習課、大宮課長。このたび、平間信弘危機管理監、日置幸枝町民環境課長、池田清勝都市建設課長、大宮かつ子生涯学習課長、4名の皆様は、3月末日をもって役職定年となります。議場の皆さんから、大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでした。ご着席ください。

これをもって令和5年度柴田町議会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時15分 閉会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月19日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9 番 平 間 幸 弘

署名議員 10 番 桜 場 政 行